

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

小野 昇平*・本山 敬祐**

Respect for the ‘individual’ in School Education
—Record of the public meeting for the study about the Rights of the Child (1) —
Shohei ONO, Keisuke MOTOYAMA

Key Words : 個の尊重	respect for the individual
子どもの権利	Rights of the Child
青森の子どもたち	Children of Aomori
公開研究会	public meeting

1. 公開研究会の概要

本稿は2020年8月29日にオンラインで開催した東北女子大学家政学部公開研究会「『個』の尊重と学校教育3～子どもの未来と子どもの権利～」の記録である。

この研究会は、子ども一人一人を個人として尊重する、それぞれの子どもたちの「個」を大事にするという観点から、昨今の学校教育にかかる様々な問題について参加者とともに考えるため、2018年度から、東北女子大学家政学部准教授の小野昇平と岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター准教授（前東北女子大学家政学部講師）の本山敬祐が企画している公開研究会である。2018年度、2019年度は主として不登校児童問題を取り上げ、青森県内のフリースクール関係者（2018年）や、不登校児童支援の実践者（2019年）を招き、学校の内外での子どもたちの「個」の尊重について、参加者とともに意見交換を行っ

た¹。

2020年8月に開催した三回目の研究会では、小野から、研究会の趣旨説明（2節）および青森県の子どもたちをめぐる現代的課題—過去と未来—と題して話題提供を行い（3節）、その後参加者との意見交換を行った（4節）。

本研究会は、公益財団法人青森学術文化振興財団の令和2年度研究助成による助成を受けて実施されたものであり、本研究会で得られた知見は広く社会に公開されるべきものであるため、ここに公開研究会の記録を公開することとした。

なお、次節以降、主催者である小野と本山の発言については文末中による補足説明および話の流れを大きく変えない程度の修正を除き、そのまま文字起こししたものを

* 東北女子大学

** 岩手大学

¹ これまでの研究会の内容は、東北女子大学紀要第58号（2020年）39頁、58頁に掲載されている。

掲載し、意見交換における参加者のコメント等については、その概要を掲載することとした。

2. 研究会の趣旨説明（小野）

本研究会の主題は『個』の尊重と学校教育」となっております。ここで「個」の尊重となっていることの理由としましては、簡潔に述べれば、子どもたち一人一人を尊重していくこうということを強調したかったからで、昨年まで本研究会で取り上げてきた不登校児童支援というのもそのような試みの一つだという考えているからです。

そもそも学校という制度を含めて教育制度、あるいは制度というものは全般に、完全には両立しない様々な要素のバランスを取りながら設計されるものでして、そこには例えば特定の個人の人権、「私」の権利が、他の多数の個人の人権、「みんな」の権利との兼ね合いで制約されなければならないという場合も当然出てくるわけです。ただここでそのみんなと言っても、1人1人の「私」が集まってみんなになっているわけですから、無条件に「みんな」が「私」よりも優先されるという理由は本来ないわけです。

「みんな」も大事だけれども、「みんな」のために「私」は我慢せよというのは、必ずしもいつでも適切なわけではないということです。教育というものに目を向ければ、全ての子どもには教育を受ける権利がありますので、それが重要な「私」の権利ということになるのですが、日本ではその権利というものが、教育は原則として学校という制度の中で実現されることになっている。そういう意味では学校というのは「私」のための学校であるわけですけど、それと同

時に学校は公的な「みんな」のための学校でもあるわけです。そうすると、「みんな」のための学校に適応できない「私」は、制度から零れ落ちてしまうことになってしまいます。不登校の文脈で言えば、「みんな」のための学校というものに通えないことが、「私」が教育を受けられない理由となってはいけないのではないか、そういうことを一昨年、昨年の研究会でもお話ししたわけです。

今お話したようなことは当然、社会全体に対しても言えることでして、本日私の方からお話させていただく、子どもの現代的な課題というものは、本当の意味で現代的な部分もありますし、ずっと昔から変わらないものもあるわけですが、いずれにしましても、その「みんな」の社会における「私」の権利の問題だというふうに捉えることができるわけです。

本年度の研究会は今回も含めてですね、より広く、子どもの権利というテーマについて様々な角度から考えることで、子どもの未来をみんなで考えるという機会にしていきたいと思っております。

3. 青森県の子どもたちをめぐる現代的課題—過去と未来—（小野）

（1）子どもたちが生きる未来

私の今日の話のテーマは「青森県の子どもたちをめぐる現代的課題—過去と未来—」ということで、子どもたちが今どういった課題を抱えていて、それは昔はどうで、これから先どうなるのかというようなことをお話していくということになっています。

まずはですね、子どもたちの未来ということについて、少しお話をしようと思いま

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

す。今もうときは2020年で今年生まれた子どもが81歳になればもう2101年で22世紀です。では、22世紀はどんな世界なのか、どんなことが起こり、どんなものがあるのだろうかという、そういう想像をまずはしてみたいと思いました。いろんな人がいろんなことを言ってるんですけども、比較的公的な、公的なものというか、比較的信頼できそうなものとしては総務省の検討会で出された資料²がありました。

社会経済というところではエネルギー使用量が2010年比で80%増とか、温室効果ガスの排出量とか、平均気温、地球温暖化がどんどん進んでいくとかそういうことが2050年には予測されていると。また世界の言語の数が600程度に減少すると。2015年で6000種類程度だったものが、2115年100年たてば600ぐらいになるだろうと。それから人口というところに関しては2050年には日本の総人口が1億人を割り込むだろうと。平均寿命ももっとどんどん伸びていくだろうと。平均寿命が伸びていけば、これは徐々に伸びていくわけですから、今の子どもたちがそれこそ22世紀になってもまだ生きている可能性というのはどんどん高くなっていくということです。

それからやはり22世紀、80年後、100年後となると、当然技術、科学技術の発展というところは予想されるわけです。2037年の予想として、幼児レベルの学習能力等を持ち人間の教示を受けることで成人レベルにまで成長する知能ロボットが実現する、

² 「2050年以降の世界について」総務省ICT分野における技術戦略検討会（第2回）（平成30年1月16日）資料、https://www.soumu.go.jp/main_content/000527336.pdf. (最終閲覧、2021年2月14日)。

ですか、2045年にはAIが人類の知性を上回ることに到達するとか、そういうことが予想されています。

あるいは2050年にはAIを搭載したロボットと人間が結婚するとか、地球と宇宙を繋ぐ宇宙エレベーターが実現するとか、脳に電気信号を読み取るチップの埋め込みが普及するとか、脳に埋め込まれたチップによる無線通信が可能になるとか。もうSFの世界ですけれども、それから富裕層は子どもの遺伝子構造を選択できるようになる、なども資料には書いてあります。

また2062年にはもう最初のクローン人間が登場すると、そういったことを、パーセンテージはともかくとして、そういった予想がなされているわけです。そうするともしかしたら100年経てば、こんな家族の形もあるかもしれない。今はお父さんお母さんと子どもたちという家族にも、そこにドラえもんがいて、宇宙人がいるとそういう世界もあってもおかしくないと。先ほどの資料で、もう2050年には、ロボットと人間が結婚するなどと言われていますから、少なくともドラえもんの形をしているかどうかはともかくとして、家族に1台、そういった自分の人工知能を備えたロボットがいるというふうなことは、100年後ぐらいには普通になっているかもしれません。

そう考えると、今の子どもたち、それからこれから生まれていく子どもたちは、そんな未来を生きるかもしれない。そんな子どもたちが抱えるかもしれない問題はどんなものなんだろうか、未来の世界でも変わらず大切にされることは何なんだろうかということを少し考えていただきたいと、私なりに考えたわけでございます。

(2) 青森県の子どもたちが抱える現代的課題

その手掛かりとして、子どもたちが今抱えている問題がどういうことなのかということを少し検討してみました。子どもたちの今の問題として挙げられるものについては、平成29年度版の青森県子ども若者白書というものからピックアップしました。こちら子どもや若者に関する様々なデータですとか、問題ですとかが掲載されているもので、その中から私は今日いくつかのものピックアップしてきました。

一つは少子化です。それからいじめ、不登校、暴力化、投票率、子どもの貧困、自殺、犯罪や虐待の被害、最後に少年非行ということです。これらの問題は、選挙の投票率というところだけちょっと浮いている感じもあるんですけども、全部独立した問題ではなくて、相互に関連はしているわけです。いずれにしてもまずはこれらの問題について一つ一つ見ていきたいと思います。

①少子化

一つ目は少子化、青森県の15歳未満の子どもの数ですね。平成23年には16万8000人、12.3%だったものが、平成28年には15万1000人で、子どもの割合は11.5%になりました。そもそも少子化というのは子どもの数が相対的に少なくなっているということなんですけども、高齢者が比較的長生きするようになっていて、合計特殊出生率も下がっているという中で、高齢者はどんどん増えていき子どもはなかなか増えていかないということで、子どもの割合というのはどんどん減っていくことになるわけです。

別なデータで、平成27年度の統計で20歳未満の未成年ということになると、15歳

から19歳が23.5%となっていますが、そこから見ていくと、0歳から4歳が16.5%ということで低年齢の子どもほど割合が低いということがわかるわけです。この傾向が続ければ青森県から子どもがいなくなってしまうことになるわけです。

先ほどの、5年で子どもの割合が1%減っていると計算していくべきですね、10年で2%、15年で3%、どんどん減っていくって、なので2070年ぐらいに子どもの割合というのは、0%にこのまま下がり続けていくべきですね、なってしまうと。

今、全国の15歳未満人口が少ない都市としては、一つは北海道の夕張市で5.4%という、もうこれは市の中では一番低いです。町村まで合わせると群馬県の南牧村というところが、15歳人口が3.6%と、いうことになっています。

②いじめ

それからいじめですね。データを見る限りでは、特に小学校ですね。小学校で1校当たりの認知件数がやや増加しているということです。高校も平成26年に1.5件/校という数値があったんですけども、小学校のところでみると、平成23年が0.8件/校、24年が1.3件/校、25年が1.1件/校となって26年が1.9件/校、27年が2.0件/校ということで、1校当たりの認知件数というものは増加していると、それでも全国に比べれば相当低い数字ではあるわけですが。

これは1校当たりの認知件数ということで、やはり小学校では認知件数が増加しているんですけども、件数としては中学校の方が多くなっています。この辺が小学生より中学生の方がいじめをしやすいということなのかなという素朴な疑問があつたわけ

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

ですね。ただこれも認知件数が増加しているということが、いじめがそれだけ多くはびこっていると、実際にいじめが昔よりも激しくなっている、増えていると捉える必要はなくてですね、どちらかというと、いじめ防止対策推進法もできましたことで、これできる前のデータではあるんですけども、いじめに対しての学校の意識というものが変わって、敏感にチェックするようになったというところもあるのかなと思っています。

③不登校

次に不登校ですね。これも、小学校中学校共に少しづつ少しづつ増えているところではあります。特に中学校では 36 人に 1 人が不登校になっているということは、だいたい 1 クラスに 1 人くらいは、不登校の子どもがいるという理解になるかと思います。全国と比べてそこまで差はないように思うんですけども。ただこれも、小学校の場合は、在籍比率で 0.35%、285 人に 1 人ぐらいいしか不登校の子どもはいないのに、これまた中学校になると 36 人に 1 人という具合にどっと増えています。先ほどの、いじめが小学校よりも中学校の方が多いという話とも絡めると、その小学校と中学校の違いというところが、いじめですか不登校の問題に及ぼしている影響が何かあるのかなと思っているところです。

小学校は 6 年間あって長いわけですよね。中学校 3 年間しかないわけですから、そういう意味では 6 年間っていう長い期間の方が不登校になるペーセンテージが高いような感じはするんですけども、それでも中学校の方が不登校になっている子どもたちが多いというところが、その思春期に入って

子どもたちの心の中というところも変わって…とかそういうことも関係しているのかもしれません。

④暴力行為

それから暴力行為ですね。平成 27 年から、急に生徒間暴力、小学校の生徒間暴力というのが増えました。で、中学校では逆に、生徒間暴力というところは減っていて、小学校では 26 年が 0.07 件／校、27 年が 0.19 件／校ということです。

そういう意味では倍増しているとも言えるんですけども、これちょっと気になつてですね、この後のデータというものを見てみたんです。平成 27 年度の生徒間暴力 57 件となっておりますけど、その 57 件がですね、28 年度には 296 件、29 年度には 565 件という形で、小学校の生徒間暴力の数というものが激増しているわけです。

で、中学校高校ではですね、中学校はちょっとだけ増えていて、高校はちょっとだけ減っています。報道によれば、「県教委は増加の理由について軽くぶつかるなどの身体接触も軽微な暴力行為と捉え、深刻なケースに発展しないよう初期段階からの指導の重要性を働きかけてきた結果だと分析している。」とのこと³でしたが、中高ではほとんど変わっていないのに小学校だけでそこまで増えている理由がこれだとしたら、そういう初期段階からの指導というものを実施しましょうという働きかけは、小学校に対してだけ行われてきたことなのか、あるいはその小中高に対して同じように、行ってきたけれども、中高の方はそこまでし

³ 毎日新聞 2019 年 10 月 22 日
<https://mainichi.jp/articles/20191022/ddl/k02/100/033000c>

なくとも、よかったですということなのか。確かにその増え方があまり大きいので、本当にその自然に増えてきたりしてはあまりにも大きすぎるので、確かに細かいところをきちんと暴力行為と判定して、そういうところに対しても適切に指導しているというところの、それを数字として表示したと捉えることもできるかなとは思います。

⑤選挙の投票率

それから選挙の投票率ですね。ちょっとここだけ話が違うんじゃないかと思われるかもしれませんけど、全国に比べてもですね青森県の未成年投票率は低いです。

青森県の未成年投票率は、平成 28 年の参議院選挙で、18 歳 19 歳は 38.96% の平均ですね。同じく平成 29 年衆議院選挙のときは 38.65%。全国の未成年投票率は平成 28 年が 46.78%、青森が 38.96% です。平成 29 年は全国 40.49%、青森が 38.65% ですから、若干低いぐらいですね。で、この後ですね、第 25 回の参議院選挙というのが令和元年 7 月にあったんですけど、その青森県の未成年投票率は 22.33% です。全国では 32.28% でした。特にこの 18 歳の投票権については、18 歳選挙権、18 歳選挙権という形で、かなり盛り上がっていました。この平成 28 年が初めて 18 歳が選挙に出る年で、コマーシャルなどもやっていて、結構盛り上がっていたんですけど、その 18 歳選挙権ブームというのも、去ってしまった感があります。

そもそも、この平成 28 年と平成 29 年、県全体の投票率が 55.31%、54.17% ということで、全年齢の平均は全国平均より上でした。青森県は投票率が低い低いということをずっと言われていて、いろいろ選挙管

理委員会の方も頑張ってですね、私もいろいろなところで啓発を、授業などとして、それでその全年齢の平均が上がったと言って、平成 29 年あたりに喜んでいたわけなんですけども。結局それも、全年齢の平均でも、令和元年の参議院選挙では全国よりも下がってしまったということがありました。

これが子どもの権利の話とどう関係があるのかと疑問に思われるかもしれません、子どもたちは、18 歳 19 歳の子どもたちですが、投票に限らずですね、政治に参加する権利というものがあるわけです。18 歳 19 歳が投票に行かないとか政治に参加しないことは、一面から見れば、この若い人たちがその意識が低いから、その政治に参加する権利があるのにそれを自分で手放していると見ることもできるわけですが、ただ結局何でそうなっているのかというところを見れば、その子どもたちは別に生まれつき政治意識が高いわけではありませんから、そういうようなその政治意識を低く、低いまま育ててきたのも大人なわけです。そういう意味では政治参加の権利というものがある意味妨げられていると見ることもできるのではないかと。

これ今は未成年の投票率のことだけお話ししますけども、全年齢で見たら、一番投票率が低いのは 20 代ですから。20 代の投票率はこれよりもっと低いわけです。その 20 代というのは、数年前は大半が 10 代だったわけですよね。そういう意味では未成年、子どもの時点で、政治意識が低いまま 20 歳を超えて、ということも言えるわけです。

⑥子どもの貧困

次に子どもの貧困ということで、こちら

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

青森県の就学援助率が指標となります。就学援助を受けることができるは基本的には生活保護を受けている世帯の子どもたちということになるんですけども、青森県は全国の中でも生活保護の受給率が高いわけです。そういう意味では全国に比べても、就学援助率も高くなっているということです。

ただ、青森県ではそういうのが高いということだけではなくて、じゃあなぜ、その背景にどういう問題があるのかということは当然考えなければいけないわけです。

⑦自殺

それから自殺です。こちらも青少年の死因別順位として 1 位か 2 位には必ず自殺というものがあって、青森県では平成 24 年に 13 人、25 年が 14 人、26 年が 13 人、27 年が 10 人、28 年が 13 人ということで、15 人前後を行き来しているわけですから、全国でもですね 2018 年の未成年の人口 10 万人当たりの自殺者数が 2.8 人となっていましてこれは 1978 年の統計開始以降最悪になっているということです。

この自殺の原因というものはいろいろあるかとは思いますけれどももいずれにしてもそういった数というものは増えているということです。

⑧犯罪被害

次に行きましょう。犯罪被害ということで、こちら一番数が多いのがこの児童買春児童ポルノと県青少年健全育成条例というところなんですけども、児童買春児童ポルノは性的な被害でこの括弧内が女子の数ですので、女子の子どもたちが被害に遭っているといえます。青少年健全育成条例というのも、要は性的なわいせつな行為をされ

たとか、そういうふうなことですね、なので高校生については、女子の数が圧倒的に多いわけですが。

ただこの中学生のところですね、11 人中女子は 5 人だけということで、青少年健全育成条例に反するような被害を受けた中学生の男の子というのが相対的には多いと言えるわけです。その男子の青少年健全育成条例の被害というのもなかなか想定しづらいところで、性的な被害というのもないわけではないのでしょうかけれども、他にも夜間の外出ですかそういったもの、夜間に連れ出されたとかですね、そういったところもあるのかもしれませんと、詳細がわからないのでなんとも言えないんですけど。

それからもう一つですね。麻薬向精神薬、要は麻薬覚醒剤ということですね。平成 29 年には中学生の麻薬、覚醒剤の被害というものが 4 件あったということです。こちらも今全国的にこういったところが低年齢化しているということは言われています。

⑨虐待被害

加えて虐待の被害ですね、相談対応件数は増えてきている。全体としては増えてきています。一番多いのは心理的虐待というところです。これも相談件数が増えたことが必ずしも悪いことではなく。先ほどのいじめのケースと同じで、それだけ世間が虐待だと認識をし、通告があり、児童相談所の方で対応をしたということです。結局実際には虐待は多く起きているけれども、対応されている件数が少ないというのが一番よくないわけです。そういう意味では対応件数が増えているというのは、実際に起きているものをそれだけ掘んで、ちゃんと専門のところが入って対応していると見るこ

ともできるのではないかということです。

⑨少年非行

それから少年非行、ということで、非行少年は犯罪少年、触法少年、虞犯少年と区別され、犯罪少年も、特別法犯少年、刑法犯少年と分けられるのですが、犯罪少年とは 14 歳以上での法に触れる行為をしてしまった少年、触法少年というのは 14 歳未満の少年です。14 歳未満にはそもそも責任能力がありません。犯罪という言葉は、個別に書いてあることに違反したということだけではなくてちゃんとその責任能力があるというところまで含めて犯罪というものが完成することになっていまして、なので、14 歳未満の場合は責任能力がないので、そもそも犯罪は絶対できないということになります。理論上は。ということで「触法少年」という言い方をしています。それから虞犯というのは法に触れるおそれがある子どもたちのことを言います。

全国的にもですね、非行少年の数というのはどんどん減ってきています。子どもの数自体も減っていますし、子どもたちが犯罪に手を染める数というのも減っています。平成 29 年の 593 件の内訳を見るとですね、小学生 44 人、中学生 73 人、高校生 46 人、その他 29 人となっています。またその中には未就学 1 人というのもありました。

この未就学の非行少年が虞犯ではなくて触法少年として書かれていますので、そういう幼稚園あるいは保育所等に通っている子どもが、何か刑法に触れるような、この刑法犯というのは、刑法という法律に書いてある、罪を犯したということで、特別法犯というのは刑法じゃないいろんな、児童福祉法とか、国家公務員法とかでもその守

秘義務に違反したら処罰すると書いてあるわけですが、そういうのを全部ひっくるめて特別法犯と言うんですけども、未就学 1 人が一体何をすればそうなるのかというところがちょっと気になってですね。

青森県の実際の事例は不明だったのですが、他の県であった事例としては経済的困窮によるネグレクトの家庭で、3 歳の保育園の子どもが万引きをしていたというようなケースがあって、その子だけじゃなくてその兄ちゃんお姉ちゃんが上にいたんですけど、お兄ちゃん姉ちゃんも三、四歳のときにそれぞれ万引きで補導された経験があるというようなものがありました⁴。それからもう一つ見つかったのは別の件なんですけども、5 歳の子が、お父さんがバイクが好きで、一緒にミニバイクで遊んでいたんですけども、ミニバイクで公道を走ってしまい、それを道路交通法違反ということで補導されたというようなこともあったようです⁵。

(3) 青森の子どもたちの過去

というわけで今の時点で子どもにかかる地域の課題というのはこれぐらいあります。一部だけ取り上げましたので、その他にも各学校や家庭で問題があるでしょうし、子どもたち一人一人が、人知れず問題を抱えているかもしれません。そういった問題

⁴ 朝日新聞デジタル（2016年5月8日）「(子どもと貧困) 頼れない親：上 3歳、おなかすいて盗んだ 親は借金返済、3人の子残され」
<https://www.asahi.com/articles/DA3S12345575.html>

⁵ 産経新聞ニュース（2017.2.14）「無免許運転で5歳児を補導 山梨 公道でポケットバイク運転疑い」
<https://www.sankei.com/affairs/news/170214/afr1702140015-n1.html>

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

について考えるときですね、少し過去を振り返ってみようということで、100年前の子どもたちのことをちょっと振り返ってみようと思います。

まず一つ目は人口ですね。1920年の全総人口 5600万人のうち 2600万人が 19歳以下が約 46%だったわけですね⁶。1920年は第一次世界大戦の真っただ中ですしその前にいろいろ日清戦争、日露戦争とかっていうものもあって、そういう意味で戦争で亡くなる大人もそれなりにいたんだろうということがあるんですけども、それを差し引いても子どもの割合というのは非常に多かったわけです。

それからいじめです。これも当然 100年前にもいじめというものがあったと思う。要はその村八分的ないじめというものは昔からあったと思われるんですけども、ただ今のように統計というものはありません。ただいじめの形というものは今と昔とではだいぶ異なるところがあるんじゃないかなと思っております。

それから不登校の問題については、いわゆる長期欠席児童の統計が始まった 1966 年以前の欠席率については、『欠席の研究』という本で、大正時代後半で 4%程度だったとされていました。ただ、欠席の原因というのは今と全然違っていて、当時は義務教育があつてもですね、冠婚葬祭とか親兄弟の介護とか、農作業の手伝いとかで欠席する子どもも多くいたらしいです。そして、例えば親兄弟の介護ですとか家の手伝いで

⁶ 国勢調査 / 大正 9 年国勢調査 / 人口、體性、出生地、年齢、配偶關係、国籍民籍、世帯／年齢階級（17 区分）及配偶關係別人口－全国（政府統計ポータルサイト
<https://www.e-stat.go.jp/> より）

学校を休むというふうなことについては、偉いなど、お家の手伝いをしっかりやってえらいねっていう、そういうふうに評価されていたようです。ですから学校は休まないのが原則で、欠席というのはイレギュラーなことで、不登校は問題だというふうな認識は、70年代位に生まれたんじゃないかというふうに指摘されていました⁷。

それから暴力行為ということについては、どちらかというと先生に対する暴力が、教師に対する生徒の反抗という形の校内暴力が戦前からあったとされています⁸。ただこれはやはり今で言うところの生徒間暴力というのとは異なるように思います。実際その今で言うところの生徒間暴力の中に、例えばその取組み合いの喧嘩をしたとかっていうものは当然含まれるんでしょうけど、どれぐらいのところが生徒間暴力と言われて、カウントされるのかというところは不明確なわけです。しかしそもそもその暴力行為についてはですね、家庭におけるしつけに原因があると昔は言われていたんですけども、70年代とかそういう学校が荒れていた時期なんかは特にそのように指摘されてきたらしいんですけども、戦前は戦後ほど家庭におけるしつけというのは充分でなかつたはずなのに、学級の秩序が成り立っていたとすれば、それはその制度という圧倒的な力の前に個人が無力だったからだという指摘もされていました⁹。

⁷ 長岡利貞『欠席の研究』(ほんの森出版、1995年) 34-35 頁。

⁸ 宗内敦「校内暴力」宮本美沙子ほか編『児童心理学の進歩』(金子書房、1985年) 247-271 頁。

⁹ 加野芳正「近代の学校教育制度と暴力－「体罰」と「いじめ」を中心に－」スポーツ社会学研究 22 卷 1 号 (2014 年) 15 頁。

そういう意味では暴力行為ですか校内暴力というものですとか、そういったものを生み出しているものは何なのかと言うところは、家庭だけに原因を求めるのも違うのかもしれない。その点は今も昔も変わらないのかなと思います。

それから投票率については、そもそも100年前は女性の選挙権を持っていませんでした。投票率に限らず、広く政治参加ということについては、子どもや女性が政治に関心を持つこと、むしろそれを表明することは、それはもう戦前はイレギュラーなことだったと思います。女子どもは黙って家にいろというふうな世界でしたから。

また、子どもの貧困・自殺・犯罪被害というところについては、第二次世界大戦後は児童の長時間労働とか、欠食児童、児童の身売り、親子心中等が多発する時代でした。その意味で困難を抱える子どもたちを保護するための制度をいくつかありました。1932年の救護法というのは、今で言うところの生活保護法ですし、1933年の旧児童虐待防止法というのは、またちょっと後で出てきますけど、そういう子どもたちの成長を妨げるような取り扱いを禁止するようなものでした¹⁰。ただし、親子心中とかそういうものがあったわけですが、子どもが単独で自殺をするという現代とはちょっと様子が違うのかなと思いました。

それから児童虐待については、今ほどお話しした児童虐待防止法というのは、子どもが路上で物品の販売をするとか、子どもが見世物をしておひねりをもらうとか、そ

ういう様なことを、親や監護者が子どもにさせることを禁止するものでした。これは今で言うところの児童福祉法の中に、丸々残っているわけなんんですけども、今で言う児童虐待防止法とは違います。昔は今で言うような児童虐待というのは家の中のことであって、こちらに対して支援をするというようなことはありませんでした。

少年非行については、生活の貧しさなどから窃盗などの少年犯罪が増加して、1921年に旧少年法というものが制定されました。元々そういう意味では、こういう少年が犯罪を行うのは、少年を取り巻く環境や背景というところに原因があるのだということで、こういう子どもたちを処罰するよりも、適切な処遇をしてケアしていくこうという、趣旨でできたものです。その流れというのは今の少年法にも引き継がれているのですが、最近少年犯罪に対する厳罰化の流れというものも非常に強くあります。それはですからそもそも少年法が最初に制定されたときの流れとは逆行しているということになるんです¹¹。

(4) 青森の子どもたちの未来

最後にですね、子どもたちの明日未来、100年後の子どもたちについて考えてみたいと思います。100年前と今とでは子どもを取り巻く環境が大きく違います当時は考えられていなかったようなものや、当時は問題視されてなかったようなものもあります。

そう考えれば、100年後に子どもたちが直面する問題も、私達の想像を超えると思います。ただ、100年後というか22世紀を

¹⁰ 川池智子（編著）『児童家庭福祉論－基本と事例－[第三版]』（学文社、2013年）16-17頁。

¹¹ 丸山雅夫『少年法講義』（成文堂、2010年）61-63頁。

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

生きる子どもたちを私たちは育てていかなければならぬわけです。そうすると、100年経っても子どもたちに関して変わらずに大事なことは何なんだろうかということで、私が考えたことというかいろいろ勉強して考えたこととしては、四つあります。

一つは子ども1人の人間として尊重することです。子どもだからといって大人の言いなりにするとか、だからといっていじめたり馬鹿にしたりするとか、そういうふうなことはやめましょうということです。

それから二つ目は子どもの変化の可能性を信じるということです。子どもだからできないと決めつけたり、問題のある子どもだから商売もどうせ駄目なんだろうっていうふうに決めつけたりするというのはよくないよねということです¹²。

三つ目は、私たち大人は、未来を生きる子どもたちが未来を生きるために必要な知識や能力を獲得できるようにしていかなければいけません。子どもたちは、自分先生よりも長く生きるわけです。自分や先生が死んだ後に子どもたちがどう生きるかなんて知らないというのは、やはり無責任だらうということになるわけです。

加えて四つ目、多様性を認め合うということも大事です。養護施設など自分の家でないところ育つ子どもたちもいますし、身心の障害の原因で生きづらさを抱えてる人たちもいます。学校に行けなければまともな大人にならないっていう固定観念に苦しむ子どもたちやその親たちもいます。罪を犯してしまった方も私は大人たち、三つ子四つ子五つ子を育てる親たちと本人たちもそうです。それこそきょうだいが多い家庭

¹² 川池『前掲書』（注10）194頁。

など、結局親御さんたちはお仕事で忙しくて、上のお兄ちゃん姉ちゃんが下の子たちの面倒を見るというようなことになって、そうするとその上の子たちが遊んだり休んだり、宿題やったりとかそういう時間がなくなくなってしまったりっていうような苦しみもあり得ると思います。

あるいは男とか女とかそういう区別に適応できずに苦しむ人たちとか、身長が平均ですごく低かったり、すごく高かったりする人たちもいるでしょうし。また少数者という意味では、左利きの人たちも世界で10%ぐらいだと言われています。先日弘前大学の方で発表された研究で、3歳児の自閉症児の割合が3.22%だというデータがありました¹³けども、なんというか、100人中3人ぐらい、3人か4人ぐらいいるのであれば、それをわざわざ自閉症と名づける必要があるかどうかという、ちょっとそんな気もしたのが記憶に残っています。

その他にも様々な問題があるわけすけども、世の中にいろんな子ども、個性を持った個人がいます。その多様性＝ダイバーシティと、そういった人たちが排除されない社会的包摂＝インクルージョンが必要です。ただこれが成り立つためには、そういったことを皆が認め合うということが大事だと。これが100年先も必要なことなのであろうというふうに思っております。

4. 意見交換会

（1）本山コメント

小野先生にお話しいただいた100年後に

¹³ 弘前大学「【プレスリリース】5歳における自閉スペクトラム症の有病率は推定3%以上であることを解明（医学研究科）」
<https://www.hirosaki-u.ac.jp/49291.html>

も大切にされるべきことというのは、それらが客観的に存在しているというよりは、私たちがこれは大事であるということを議論し確定してきた結果であるといえます。特にそれを権利という言葉で本質的に重要ななるものであると確認し、その重要性を認めて残していくこうとする社会的な営みの中で維持されてきたものです。そういう意味では、権利があるから何もしなくて良いというわけではなく、常に考え行使し続けることで権利が守られるという面もあるように思われます。ただし、子どもの権利に関しては、子ども本人による行使に加え、誰かが代わりに擁護し代弁することによって行使されるという側面もあります。

これまで学生の実習に際して保育所や福祉施設を訪問すると職員室の中に必ずその施設の目標や理念が掲示されていて、その一番上に子どもの最善の利益の保障が掲げられている施設が多かったという印象があります。一方で、そういう言葉を掲げる学校がどれだけあったかと考えると、疑問に思うところもあります。この点に関して、福祉の世界で子どもの最善の利益を考え実践するはどういうことなのかをお聞かせいただきたいです。

福祉の世界ではあまりに当たり前になっているかもしれないですが、教育の世界ではが自覚に学ばれていなかったり、必ずしもアプローチとして確立されてないように思われます。「チームとしての学校」という観点で考えれば、教職員とスクールソーシャルワーカーとの連携は学校で進んでいると思われますが、そのアプローチやアプローチの背景にある考え方自体を互いに理解できないと、連携も深まらない気がします。

(2) 子どもの権利と教育・支援の「現場」

参加者：現場レベルでも子どもの最善の利益、子どもの権利を尊重することの難しさはあるが、学校はもちろん、家庭の未来関係の中でも、子どもの利益を勝ち取っていくための、または子どもの立場にのみ立つ専門職の配置が必要と考える。青森県は全国的にもスクールソーシャルワーカーの導入が遅れている県の一つと認識をしている。

子どもの権利の実現という観点からは、いわゆるその子たちが、いる場所の保障、生活できる場所、あるいは生きる場所をいかに保障していくかということが重要だと考える。スクールソーシャルワーカーが直面する難しさについても、学校や教育分野と福祉分野の隔たりそのものが、まだまだ日本は特に青森県は大きいと感じる。そのため、その基盤を作るところから始めないと、子どものことを真ん中に置いて議論する場が成立しないと考える。

小野：子どもの権利との関係で言えば、子どもは自分自身でその自分の行き先を意思決定できないことも多く、そうすると、結局子どもの事は大人が決めなければいけないというところも現実問題としては、ある。そうしたときに、それぞれに関わってる大人の考えが噛み合わなかつたときに、どうするかというところは難しい。

また、子どもの行き先は大人が決めると言いつつ、そこには子どもの意見を反映させなければならない。今まででは子どもは大人の言うことを聞いて過ごしてればいいという世界だったところから、子どもの権利という概念が誕生し、子どもだって1人の人間だからということになり、そこで大事

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

なのはその子ども自身の意見を表明させて、聞くことであるということが近年、子どもの権利条約などでも呼ばれている。

子どもの年齢によっては難しいこともあるが、福祉の部門と、学校と、保護者と、当事者である子どもも入れて話すということが大事であると考える。

本山：子どもの権利というのは家庭や学校、福祉機関というそれぞれの組織だけではなく、その中の具体的な人々との関係の中で保障されるものである。また、子どもを真ん中において議論する場がまだ確立されてないということについては、子どもの権利について理解のある教職員や保育者を養成する場としての大学も引き受けいかなければならぬ課題である。

一方で、子ども自身が権利行使できるようになる、そのために自分で考えて自分で判断し行動できるようにするための力を育てるという意味では、教育の果たす役割も大きい。学校教育の中で子どもたちは子どもの権利条約について学んでいるはずだが、子ども自身がそこに実感が持てていない様子も見られる。学校で子どもを権利主体として育していくための課題や可能性について考えていきたい。

（3）教員にとっての子どもの権利

参加者：子どもが権利行使することを、学校の先生たちはやっぱり怖いと思っているのかもしれない。学校の教員はどうしても子どもをコントロールするという—例えば学級しかり、学年しかり、学校全体しかり—意識が強いかもしれない。

子どもたち自身も、ある程度先生が段取りを作つてその段取りに乗つかった方が楽だということを覚えてしまうと、自分で何

か苦労してやろうっていうことにもならないし、この教員の側からしても、その段取りに乗つかった方が指導しやすいところはあるかもしれない。

ただ、本来的には子どもは、児童会などの特別活動しかり、低学年の生活科、中高学年の総合的な学習の時間など、子どもが主体になって、学校の中でもやっていける場面はたくさんある。

小野：青森市で子どもの権利条例を作るときに、パブリックコメントの募集があり、そこで寄せられたコメントの中に、やっぱり子どもに権利なんて与えるものじゃない、という意見もあった。子どもの権利というのは、子どものわがままを全て容認することだっていうような誤解があり、そんな条例を作るべきじゃないという、そのような意見もあった。

しかし、そもそも「権利」ということについてそういうことを言う人たちは誤解しているというところもある。「権利」とはわがままを全部受け入れろという話ではなくて、子どもも大人も結局みんな同じ人間なんだからそこはお互い様でしょうということである。したがって、子どもだけが我慢する、あるいは大人が子どもを言いなりにする、大人が子どもに対してああしろ、こうしろって言っているのに、子どもが大人に対して「こうしたい」と言うことを、わがままだと言われるのは、対等な関係になつてないことになる。

この観点から、先ほどのパブリックコメントの中でも出ていたのは、子どもたち自身にも、自分の権利を持つということだけじゃなくて、その権利はお互い様だと。自分だけじゃなく他の人の権利を持つんだと

いうことはちゃんと教えてることが重要だということである。権利とばかり言つて、あなたたちは好きにできるんだよという形で教えていってしまうと、子どもたちが、増長するみたいなそういう意見があつた。

確かに権利という言葉については、私の完全に自由にできるところもあれば、みんなとの関係で我慢しなければいけないところもあるということは当然である。

ただしその際には、どういう理由で、どの程度我慢しなければならないのか、という説明が大事になってくる。

5. まとめ（小野）

本研究会は、個の尊重と学校教育というタイトルではあるんですけども、いろんな子どもの問題について意見交換できたのでよかったです。

先ほど本山先生がおっしゃっていた、その権利っていう言葉の起源という話について少しだけお話をさせてください。それは子どもの権利条約に書いてあるからというのは一番わかりやすい印籠であって、憲法や権利条約に書いてあるんだから、有無を言わさず、というのは、わかりやすいんですけども、ただそういうところのもっと根底にあるものになかなか共感していただけないと、権利というものについての、意識を共有できないかなと思います。

そもそも子どもの権利というのは基本的人権なんですけれども、その基本的人権の根柢になっているのは個人の尊重というところで、個人の尊重の根底にあるのは、寛容の精神だというふうに言われます。

一人一人の私を尊重するということはそれをお互いそれを認め合うということです。

昔々ですねキリスト教がカトリックとプロテstantに別れ、かつてない戦争を引き起こしたんです。ヨーロッパ中巻き込んで。それは結局そのカトリックの人たちはプロテstantのやってることは邪道だといい、プロテstantの人たちからすればカトリックのやってることはキリスト教の精神に反するとして、お互いがお互いのその宗教のあり方とか信教の自由というものを認めなかつた。互いに認め合わなかつたので喧嘩になってしまってエスカレートして戦争になってしまったということがありました。いじめもそういうところはあるのかなど、全てではありませんが。

一人一人違つていいのに、違うことは悪いことであるかのように感じさせる社会というのは健全ではないようだというふうに思います。当然1人1人違う「私」というのがいるわけですから。ただどうしてもやっぱり同じにしなければならない場面というものもあって、それでなければならない理由があつてどうしても我慢しなきやいけない場面ならば、その限りで、私が皆に合わせる必要があると。しかしそれはその時私だけが我慢するのではなく、別な場面ではその他のいろいろ私も同じように我慢しなきやいけないこともある。そこはお互い様だから、合わせたり我慢したりするのも仕方がないと。ただそれは当然何のためにみんなと合わせたり、我慢したりしなきやいけないのかっていう、その目的のところが正しくなければいけない。

そういう「公」というものと、「私」というものの関係というところは、やはり根底にあるのかなと。根底にあるのは一人一人を尊重し、認め合うことが理想ということ

個の尊重と学校教育
—子どもの権利に関する公開研究会の記録（1）—

ですから、皆に合わせなきやいけない場面は当然あるんですけど、それはそっちが例外的だというところは一つ意識しておいてもいいのかなと思った次第です。

最後はちょっと抽象的な話になってしましましたけども、今後もですね、この研究会を通して、学校教育や社会の中の私とみんなの関係というもので、子どもたちの権利、未来というものを、考えていくべきだと思います。

<謝辞>

本研究会において、弘前学院大学社会福祉学部小川幸裕先生、合同会社とわだみらい宮本裕一郎様、弘前大学附属小学校今伸仁先生から貴重なコメントをいただきました。ここに御礼を申し上げます。